

新型コロナ対策の2次補正予算

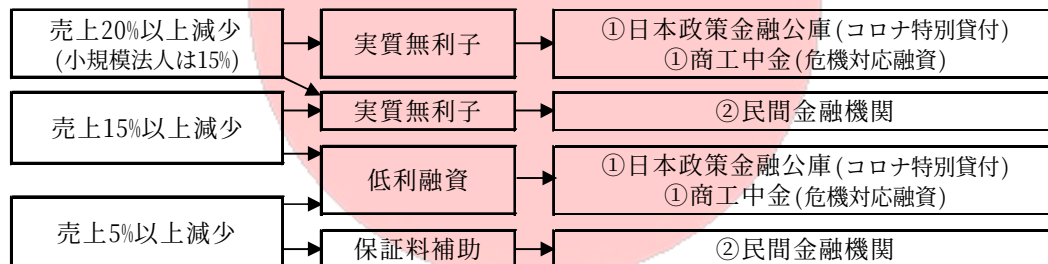
Q：新型コロナの影響を受ける中小企業の支援策が拡充したそうですが、どのような内容ですか。

A：資金繰りを重点支援

第2次補正予算により、企業の資金繰り支援を重点に、支援策が拡充しました。

1. 資金繰り支援の拡充（中小企業の場合）

売上減少等に対応して、資金繰り支援策を拡充します。



※小規模要件：卸売業、小売業、サービス業は従業員5名以下、その他業種は従業員20名以下

①日本政策金融公庫等では、融資限度額と低利融資限度額を拡充します。さらに、売上20%以上減少（小規模法人は15%）した中小企業には、特別利子補給制度（実質無利子）の対象上限を拡充します。

	拡充前	第2次補正予算で拡充
融資限度額(別枠)	3億円(国民事業は6,000万円)	6億円(国民事業は8,000万円)
利下げ限度額	1億円(" 3,000万円)	2億円(" 4,000万円)
利子補給対象上限	1億円(" 3,000万円)	2億円(" 4,000万円)

②民間金融機関では、都道府県等の制度融資を活用した実質無利子（売上15%以上減少の場合）の融資上限を4,000万円に拡充します（拡充前3,000万円）。

2. 雇用調整助成金の拡充（中小企業の場合）

	拡充前	拡充後
助成額	日額上限8,330円	日額上限15,000円（月額上限33万円）
助成率	解雇無かつ休業要請有の場合100%	解雇無であれば休業要請に関係なく100%
特例期間	6月30日まで	9月30日まで

3. 家賃支援給付金（中小企業の場合）

2020年5月～12月の「いずれかの月で売上50%以上減少」又は「連続3カ月の売上30%以上減少」の中小企業を対象に、家賃の2/3を6カ月分給付します（月50万円が上限）。なお、複数店舗運営で上限超過分は、家賃の1/3を給付します（月100万円が上限）。

4. 岡山県事業継続特別支援金

①国の持続化給付金の対象者（売上50%以上減少等）、②県内に主たる事業所有、③雇用保険被保険者数21人以上を満たす事業者を対象に、雇用保険被保険者1人あたり2万円（上限1,000万円）を給付します。

令和2年7月
税理士法人石井会計